

相良村振興推進委員会設置要領

（目 的）

第1条 相良村から県に提案のあった振興策の着実な推進を図るため、相良村振興推進本部の下に、相良村振興推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（組 織）

第2条 推進委員会は、別表に掲げる職員で構成する。

2 推進委員会に座長及び副座長を置く。

3 座長は球磨川流域復興局長を、副座長は企画振興部土木技術審議監（球磨川流域復興局）を充てる。

4 委員会は、座長が招集する。

5 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

6 座長は、必要に応じて関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 座長は、必要があると認められる時は、構成員以外の者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

8 推進委員会には、必要に応じ、検討会を設けることができる。

（事務局）

第3条 推進委員会の事務局を、企画振興部球磨川流域復興局に置く。

（雑 則）

第4条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年2月7日から施行する。

別表（第２条関係）

球磨川流域復興局長
企画振興部土木技術審議監（球磨川流域復興局）
知事公室政策調整監
総務部人事課長
企画振興部企画課長
企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課長
企画振興部球磨川流域復興局政策監
健康福祉部健康福祉政策課長
環境生活部環境政策課長
商工労働部商工政策課長
観光文化部観光文化政策課長
農林水産部農林水産政策課長
食のみやこ推進局政策調整監
土木部監理課長
企業局総務経営課長
教育庁教育政策課長
警察本部総務課長